

住宅災害見舞金

事務所・店舗・作業場・貸間・ブロック塀・カーポートなど非居住部分は対象外です。

◇会員の居住する建物または建物に收容されている家財が**火災等で被害を被った場合**
2,000円以上の損害を被ったとき

◇会員の居住する建物が**自然災害等によって被害を被った場合**
床上浸水または損害額20万円以上(床下浸水は対象外)

- ◆提出書類 ①ゆいワーク住宅災害見舞金請求書
所定用紙がありますので**ゆいワークへご連絡ください**
- ◆添付書類 ②市町村または消防署発行の**罹災証明書**(写し可)
③修理業者による**見積書・請求書・修理不能証明書**等(写し可)・
④損害の程度がわかる**写真**
⑤その他、状況がわかる書類

見積書の内容が著しく実態にそぐわない場合は、当センターで損害額を判断することがあります。

◆**火災とは** 火災・落雷・破裂・爆発・建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、接触もしくは倒壊、水濡れ・(ただし、給排水設備の欠陥・腐食等を除く)・突発的な第三者の加害行為 など

※火災に含まれない損害

- (1)自然災害を原因とする火災
- (2)燃烧器具・暖房器具等の過熱による当該機器自体のみの損害 他

火災等による建物・家財の損害	
住居部分の損害 50%以上	100,000 円
〃 30%～50%未満	70,000 円以内
〃 20%～30%未満	50,000 円以内
〃 20%未満	20,000 円以内
〃 1%未満	1,000 円

◆**自然災害とは**

地震・噴火・津波・暴風雨・旋風・突風・台風・高潮・高波・洪水・なが雨・豪雨・雪崩・降雪・降雹をいい、これらを原因とする火災、破裂、爆発等の損壊を含み、これらに伴う消防または避難に必要な処分を含みます。

自然災害等による損害	
70%以上損害	30,000 円
50～70%未満	15,000 円
20%～50%未満	10,000 円
20%未満 損害100万円以上	3,000 円
20%未満 損害20万～100万円未満	1,000 円
床上浸水(一律)	6,000 円

次の場合は、お支払いできません。

- (1)会員の故意または重大な過失により火災等が発生した場合
- (2)会員の犯罪行為により火災等が発生した場合
- (3)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性・作用による損害